

## 三戸町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 青森県三戸町

事 業 名 : 三戸町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 給水

供用開始年月日	昭和 47 年 6 月 1 日	計画給水人口	1254 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	令和6年度 法適用予定	現在給水人口	954 人
		有収水量密度	0.01 千 $m^3$ /ha

##### ② 施設

水 源	表流水,   ダム,   伏流水,   <input checked="" type="checkbox"/> 地下水,   受水,   <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	7	管 路 延 長	96
	配水池設置数	10		
施 設 能 力	904	$m^3$ /日	施 設 利 用 率	23.2 %

##### ③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金(水量10 $m^3$ /月まで):1,780円 10 $m^3$ を超える超過料金(1 $m^3$ につき):180円
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含ま	年 月 日

#### <料金表>

種別	用途	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専用計量装置	家庭用	10 $m^3$	1,780円	1 $m^3$ につき	180円
	営業用	20 $m^3$	2,670円	1 $m^3$ につき	210円
	団体用	20 $m^3$	2,670円	1 $m^3$ につき	210円
	臨時用	1 $m^3$ につき	180円	-	-
	プール用	200 $m^3$	3,570円	1 $m^3$ につき	80円
共用計量装置	家庭用	10 $m^3$	1,780円	1 $m^3$ につき	210円
共用定額装置	家庭用	5人まで	720円	5人を超え1人増すごとに	180円
	団体用	5人まで	1,070円	5人を超え1人増すごとに	210円

##### ④ 組織

<p>本町の簡易水道事業は、4名の職員で運営されております。組織体制は以下のとおりとなります。</p> <p>建設課長 上下水道班 3名 (課長補佐兼上下水道班長1名、簡易水道事業主担当1名、同副担当1名)</p>
---

(2) これまでの主な経営健全化の取組

民間活用の取組	水道水質検査業務、施設点検業務、メータ交換業務、メーター検針業務を外部委託により実施しています。
施設の統廃合	平成27年2月に簡易水道事業5地区(杉沢地区、蛇沼地区、大舌地区、貝守地区、袴田地区)、小規模簡易水道事業2地区(横沢地区、沼ノ久保地区)を、三戸町簡易水道事業へ統合し、一元管理による安定供給及び経営の合理化を図っています。
施設の広域化*1	令和4年度から、「三八地区水道事業広域連携推進任意協議会」において、近隣事業者との広域化・共同化に向けた検討をしています。

\*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たったものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

給水原価の上昇や有収率の低下により、財政指標を示す料金回収率は低い水準となっています。人口の減少や施設の老朽化により、経営状況はさらに厳しくなっていくことが予想されるため、さらなる経費削減に努めるとともに、料金の改定も検討します。

**経営比較分析表 (令和3年度決算)**

青森県 三戸町					人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
事業名	事業名	事業名	所属団体区分	管理者の種別	4,455	151.75	29.39
送水専用	水道事業	簡易水道事業	24	非設置	現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1歩月20㎡以上引当金割合(%)		954	51.29	18.60
-	該当数値なし	10.20	3.670				

**1. 経営の健全性・効率性**

①収益的収支比率(%) [73.42]

②債務欠損比率(%)

該当数値なし

③償還比率(%)

該当数値なし

④企業債務対給水収支比率(%) [340.88]

⑤料金回収率(%) [54.93]

⑥給水原価(円) [301,202]

⑦施設利用率(%) [36.42]

⑧有収率(%) [71.01]

**2. 老朽化の状況**

①有収率対資産減価償却率(%)

該当数値なし

②管線経年比率(%)

該当数値なし

③管線更新率(%) [0.98]

**グラフ凡例**  
 ■ 当期実績値 (当期値)  
 - 前期実績平均値 (平均値)  
 — 令和3年度金額平均

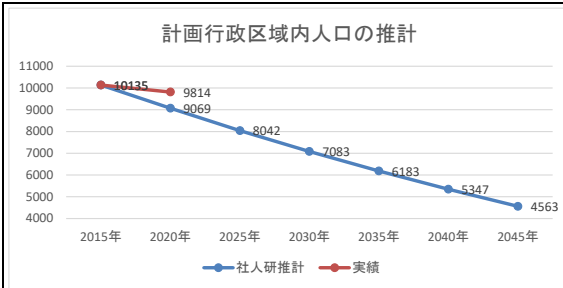
**分析要**  
 1. 経営の健全性・効率性について  
 ・企業債務対給水収支比率が類似団体の平均より低く抑えられているが、施設の老朽化に伴う施設更新事業が増えていることから、その割合の増大及び給水原価の高騰が避けられないものと見込まれる。  
 ・給水人口の減少や浄水機器の普及による配水量の減少に伴い、今後も施設利用率は高いままと予想される。  
 以上のことから、今後も施設・管路の更新及び修繕を継続して実施する必要があるが、人口や利用率に合わせた、施設の統廃合や広域連携を検討していく必要がある。

2. 老朽化の状況について  
 施設や管路の老朽化や更新時期の到来に伴い、さらに経営状況は厳しくなる見込みであるため、料金制度の見直し等をすることで自主財源を確保するとともに、点検している施設の統廃合等により、施設規模の適正化を図り、コスト削減を目指す必要がある。  
 令和4年度から、「三八地区水道事業広域連携推進任意協議会」において、近隣事業者との広域化・共同化に向けた検討をしているところである。

**全体概況**  
 人口減少による給水収益の減少、施設・管路の更新に掛かる多大な経費は避けられないものであるため、料金制度の見直し等をすることで自主財源を確保するとともに、点検している施設の統廃合等により、施設規模の適正化を図り、コスト削減を目指す必要がある。

## 2. 将来の事業環境

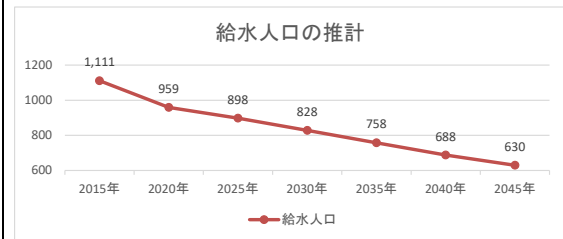
### (1) 給水人口の予測



計画行政区域内人口については、平成30年3月1日現在国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)により公表された「日本の地域別将来推進人口」の推計結果を採用します。

計画給水区域内人口については、計画行政区域内人口と同じ減少率で推移するものとして算定します。

計画給水人口については、実績普及率が100%であることから、計画普及率は100%とし、計画給水人口＝計画給水区域内人口とします。

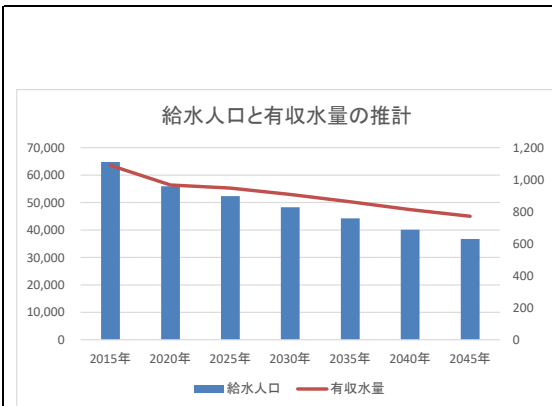


社人研の推計結果によると、当町の計画行政人口は年々減り続け、2045年には、2015年の半分以上になるとの推計となっております。2020年の実績は、社人研の推計よりも緩やかな減少にはいるものの、減少していることに変わりはないと推計されます。

計画行政人口の減少率について、令和3年度末行政人口9,353人に対し、令和27年(2045年)度末推計行政人口は6,183人となり、3,170人減、減少率34%となります。

上記減少率を給水人口に適用すると、令和3年度末給水人口954人に対し、令和27年度末給水人口は630人と算定されます。

### (2) 水需要の予測



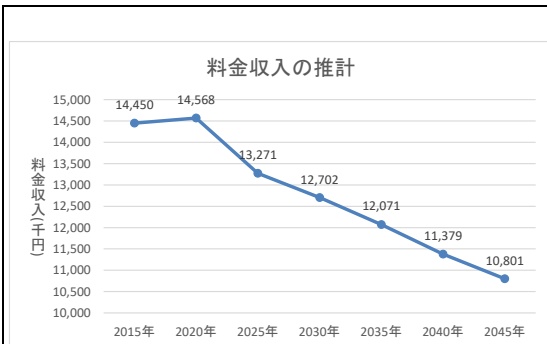
生活用使用水量については、過去7ヶ年の実績に基づく時系列傾向分析により算出した一人一日生活用使用水量に、給水人口を乗じて算定します。

その他用水量については、過去7ヶ年の実績に基づく時系列傾向分析により算出した一日あたりの水量に、給水人口を乗じて算定します。

業務営業用及び工場用については、使用実績が無いため推計しません。また、新規水量については、見込めないものとします。

給水人口及び有収水量については、今後大幅な増加が見込めず、右肩下がりで減少していくと予想されます。

### (3) 料金収入の見通し



料金収入については、過去7ヶ年の実績に基づく時系列傾向分析により算出した有収水量1㎡あたりの料金に、有収水量を乗じて算定します。

今後、給水人口及び有収水量の減少に伴い、料金収入の減収が予想されます。

### (4) 組織の見通し

令和6年度からの公営企業会計の適用に伴い事務量の増加が見込まれるため、人員を1名増やし、上下水道班で3名となる予定です。公営企業会計の適用については、財務規則等一部適用を予定しています。

### 3. 経営の基本方針

水道は、町民生活や社会・経済活動に欠くことのできない重要なライフラインとして常に安心・安全な水を安定供給することが求められており、平常時はもとより、災害などの非常時においても一定の給水を確保することが大きな責務であります。こうしたサービスを町民に提供し続けるためには、水道事業を取り巻く環境の変化に的確に対応した水道施設の維持管理や更新を行うとともに、徹底した経営の効率化や健全化を図ることが必要であり、4つの基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

- ① 安全でおいしい水を供給する。
  - ・水質の安全性を確保するため、クリプトスポリジウムやトリハロメタン対策を行い、おいしい水を目指します。
- ② いつでも使える災害に強い水道を目指す。
  - ・豪雨や土砂災害にも対応できる安全な水道水を安定して供給ができるよう、取水・浄水施設の整備を進めます。
  - ・地震などの大規模災害時でも安定供給できるよう、老朽管の更新と施設の耐震化を進めるとともに、危機管理体制の強化を図ります。
  - ・複数の水源を確保し、安定した水道水の供給に努めます。
  - ・災害等の緊急時に備え、緊急時連絡管の整備を進めます。
- ③ 水道普及率を向上させる。
  - ・給水区域内の水道未普及地区については、地域要望や緊急性を勘案し、費用対効果を見極めたうえで整備事業を進めます。
  - ・給水区域内の自家水利用者など、水道未加入者に対する加入促進を図ります。
- ④ 経営の安定を図る。
  - ・施設の統廃合などにより施設規模の適正化を図り、コスト削減を目指します。
  - ・利用者負担の公平性と自主財源の確保を図るため、適切な滞納整理を実施し収納率の向上を図ります。
  - ・継続的な漏水調査の実施と、老朽管更新整備を計画的に進め有収率の向上を図ります。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・蛇沼浄水場 膜ろ過施設の更新
-----	-----------------

#### ・蛇沼浄水場 膜ろ過施設の更新

蛇沼浄水場使用している膜ろ過施設について、現在使用しているろ過膜が生産中止となることから、令和5～6年度において膜ろ過施設の更新をします。

本来であれば、適正に整備された固定資産台帳をもとに、施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用を的確に反映させるべきところ、当町では現在、令和6年度からの公営企業会計の適用に向け、詳細な固定資産の把握を行っているところであり、本来の趣旨に沿った試算ができない状況にあります。

このことから、今回の改定では投資試算は行わず、法適用の段階で投資に関する試算を行うこととします。

また、次回改定の際は、投資試算のみならず、経営戦略に記載すべきすべての内容について、国のガイドライン及び令和4年4月1日付け総務省通知に沿って改定を行うこととします。

また、広域化や施設の統廃合については、「三八地区水道事業広域連携推進任意協議会」において、近隣事業者との広域化・共同化に向けた検討をしており、令和6年度末までに広域連携が実現できるよう、今後も実現可能性の検討をします。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・料金収入の増加
-----	----------

#### ・料金収入の増加

昨今の物価上昇や人口減少の影響から、今後料金収入の減少が見込まれます。さらなる有収率の向上や、料金の改定を検討します。

財源試算は、収支均衡の考え方から適切な投資試算を基に試算する必要がありますが、前述のとおり、今回の改定では本来の趣旨に沿った投資試算ができない状況にあり、複数の推計パターンによる試算ができないため、法適用の段階で財源に関する試算を行うこととします。

また、法適用の段階で投資に関する試算を行った際、現在の料金単価では賄えない可能性があることから、試算した内容に基づき、料金改定の検討を行います。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ・薬品費について

有収水量の減少に伴い減少が見込まれますが、昨今の物価上昇を勘案し、現状と同額で推計します。適切な水質管理に努め、可能な限り使用量の削減に努めます。

#### ・修繕費について

施設の老朽化に伴い増加が見込まれますので、重要度・優先度・老朽度に応じて更新計画を策定し、事業の平準化を図ります。

#### ・委託費について

人件費の上昇に伴い増加が見込まれますので、可能な限り削減に努めるとともに、委託業務の共同化について検討します。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	「三八地区水道事業広域連携推進任意協議会」において、近隣事業者との広域化・共同化に向けた検討をしており、令和6年度末までに広域連携が実現できるよう、今後も実現可能性の検討をします。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	民間の資金・ノウハウ等の活用については今後の検討課題とします。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	施設・設備の適切な点検を実施し、投資の平準化を図ります。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	「三八地区水道事業広域連携推進任意協議会」において、近隣事業者の施設・設備との統合を検討します。
施設・設備の合理化 (スベックダウン)	施設・設備の合理化については、水需要予測に対応した合理化を検討します。
その他の取組	現在利用している水道料金システムについては、既にOSメーカーのサポートが終了していることから、システム更新による、業務の安定化・効率化に向けた検討をします。

② 財源についての検討状況等

料 金	公営企業会計の適用後、詳細な推計パターンを作成した際、現在の使用料単価では賅えない可能性があることから、使用料改定の検討を行います。
企 業 債	過度な企業債の借入は償還にあたり将来の重荷となることから、費用負担の平準化を図り、企業債残高が適正な水準になるよう努めます。
繰 入 金	独立採算制を経営の基本原則としていることから、適正な料金設定による給水収益の確保に努め、基準内繰入を原則とします。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	試算の有効活用等については今後の検討課題とします。
その他の取組	給水装置工事に係る各種手数料の見直しを検討します。

\*2 遊休資産の売却や貸付、小水力発電や太陽光発電など。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度PDCAサイクルによる効果検証を行い、実績との乖離がある場合は見直しを行います。また、令和4年1月25日付け総務省通知、国のマニュアル及びガイドラインに沿った内容での改定を令和7年度末までに実施します。
-------------------------	--

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)			24,082	29,520	27,825	27,103	26,470	26,289	27,314	27,422	27,851	28,482	28,087	27,230		
		(1) 営 業 収 益 (B)			14,568	13,861	13,400	13,500	13,400	13,300	13,200	13,100	12,900	12,800	12,700	12,600	
			ア 料 金 収 入		14,568	13,861	13,400	13,500	13,400	13,300	13,200	13,100	12,900	12,800	12,700	12,600	
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他															
		(2) 営 業 外 収 益			9,514	15,659	14,425	13,603	13,070	12,989	14,114	14,322	14,951	15,682	15,387	14,630	
			ア 他 会 計 繰 入 金		9,464	15,388	13,964	11,291	12,810	12,729	13,854	14,062	14,691	15,422	15,127	14,370	
	イ そ の 他		50	271	461	2,312	260	260	260	260	260	260	260	260			
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)			21,442	25,030	31,698	30,084	24,354	24,435	24,519	24,606	24,699	24,794	24,894	25,010	
			(1) 営 業 費 用			20,032	23,719	30,464	28,608	22,987	23,179	23,376	23,579	23,789	24,004	24,226	24,455
				ア 職 員 給 与 費		4,183	5,950	5,984	6,201	6,387	6,579	6,776	6,979	7,189	7,404	7,626	7,855
				ウ ち 退 職 手 当													
			イ そ の 他		15,849	17,769	24,480	22,407	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
			(2) 営 業 外 費 用			1,410	1,311	1,234	1,476	1,367	1,256	1,143	1,027	910	790	668	555
ア 支 払 利 息				1,410	1,311	1,234	1,476	1,367	1,256	1,143	1,027	910	790	668	555		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																	
イ そ の 他																	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)				2,640	4,490	△ 3,873	△ 2,981	2,116	1,854	2,795	2,816	3,152	3,688	3,193	2,220		
資 本 的 収 入		1 資 本 的 収 入 (F)			21,418	22,072	33,873	61,466	9,190	9,271	8,146	7,938	7,309	6,578	5,873	3,630	
			(1) 地 方 債			16,600	15,500	26,600	53,500								
				ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
			(2) 他 会 計 補 助 金			4,818	6,572	7,273	7,966	9,190	9,271	8,146	7,938	7,309	6,578	5,873	3,630
	(3) 他 会 計 借 入 金																
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金																
	(6) 工 事 負 担 金																
	(7) そ の 他																
	2 資 本 的 支 出 (G)			23,712	25,909	25,110	59,385	12,845	13,000	12,028	11,977	11,119	9,848	9,193	5,886		
		(1) 建 設 改 良 費			16,733	16,754	15,018	47,960									
			ウ ち 職 員 給 与 費														
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)			6,979	9,155	10,092	11,425	12,845	13,000	12,028	11,977	11,119	9,848	9,193	5,886	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																	
(5) そ の 他																	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)				△ 2,294	△ 3,837	8,763	2,081	△ 3,655	△ 3,729	△ 3,882	△ 4,039	△ 3,810	△ 3,270	△ 3,320	△ 2,256		

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
区 分												
収支再差引 (E)+(I) (J)	346	653	4,890	△ 900	△ 1,539	△ 1,875	△ 1,087	△ 1,223	△ 658	418	△ 127	△ 36
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	1,846	2,192	2,845	7,735	6,835	5,296	3,421	2,334	1,111	453	871	744
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,192	2,845	7,735	6,835	5,296	3,421	2,334	1,111	453	871	744	707
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P)	2,192	2,845	7,735	6,835	5,296	3,421	2,334	1,111	453	871	744	707
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	85	86	67	65	71	70	75	75	78	82	82	88
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	14,568	13,861	13,400	13,500	13,400	13,300	13,200	13,100	12,900	12,800	12,700	12,600
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	157,901	164,246	154,155	142,731	129,886	116,885	104,857	92,880	81,761	71,913	62,720	56,834

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
区 分												
収益的収支分	9,464	15,388	13,964	11,291	12,810	12,729	13,854	14,062	14,691	15,422	15,127	14,370
うち基準内繰入金	748	655	615	536	495	454	412	369	326	282	236	195
うち基準外繰入金	8,716	14,733	13,349	10,755	12,315	12,275	13,442	13,693	14,365	15,141	14,891	14,176
資本的収支分	4,818	6,572	7,273	7,966	9,190	9,271	8,146	7,938	7,309	6,578	5,873	3,630
うち基準内繰入金	2,195	2,770	3,084	5,668	5,930	6,011	4,886	4,677	4,368	3,670	3,415	2,347
うち基準外繰入金	2,623	3,802	4,189	2,298	3,260	3,260	3,260	3,261	2,941	2,908	2,458	1,283
合 計	14,282	21,960	21,237	19,257	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	21,000	18,000